

防整施第15573号
27.10.1
改正 防整施第6418号
28.3.28
改正 防整施第4678号
29.3.30
改正 防整施第2728号
令和元年6月19日
改正 防整施第4838号
令和4年3月23日
改正 防整施第14954号
令和6年6月26日
改正 防整建第24297号
令和6年10月25日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する
基準の運用について（通知）

防衛省の発注する工事等の入札及び契約に関し、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の規定に基づき、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第25条第1項第1号から第3号までに規定された「契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」（以下「低入札価格調査基準」という。）の運用については、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に
規定する基準の運用

1 適用の範囲

本通知は、予決令第84条の規定に基づき予定価格が1,000万円を超える工事等の入札及び契約について適用する。

2 契約担当官等が定める割合

訓令第25条第1項第1号から第3号までに規定する契約担当官等が定める割合は、特別なものを除き以下のとおりとする。

(1) 工事等のうち、工事の契約の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算して得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2と、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 工事等のうち、測量の契約の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税等相当額を加算して得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(3) 工事等のうち、建設コンサルタント業務の契約の場合

次に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった(ア)から(エ)までの額の合計額に、消費税等相当額を加算して得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。

ア 建築関係の建設コンサルタント業務

建築関係の建設コンサルタント業務とは、建築工事、設備工事及び通信工事に係る設計業務及び工事監理業務を指す。

- (ア) 直接人件費の額
- (イ) 特別経費の額
- (ウ) 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (エ) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

イ 土木関係の建設コンサルタント業務

土木関係の建設コンサルタント業務とは、防衛施設整備監理業務、防衛施設技術審査業務、積算等技術支援業務並びに土木工事に係る設計業務及び工事監理業務を指す。

- (ア) 直接人件費の額
- (イ) 直接経費の額
- (ウ) その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 工事等のうち、地質（土質）調査業務の契約の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税等相当額を加算して得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- エ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

3 低入札価格調査基準に該当する場合の取扱い

- (1) 契約担当官等は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、訓令第25条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に該当する場合には、予決令第86条第1項の規定に基づく調査を行わなければならない。
- (2) 前号の調査は、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか」を判断するため、次のうち、必要な事項について行うものとする。

ア 工事等のうち、工事の契約の場合

- (ア) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
- (イ) (ア)の適否
- (ウ) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができることの主張がある場合におけるその適否
- (エ) 当該入札者の経営状況
- (オ) その他必要な事項

イ 工事等のうち、測量、建設コンサルタント業務又は地質（土質）調査業務の

契約の場合

- (ア) 当該業務を行うに当たって当該入札者が予定している業務従事者、資機材等の見通し及びその確保に関する事項の適否
 - (イ) (ア)の適否
 - (ウ) 当該入札者の経営状況
 - (エ) その他必要な事項
- (3) 契約担当官等は、前号の調査の結果、当該価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認めた場合には、その者を落札者とする。

4 その他

本通知の実施に関し必要な細部事項は、整備計画局建設制度官が定めるものとする。